

## “任意継続” Q&A

### 2020 年度用

組合宛に寄せられる質問をまとめました。申請時にあらかじめお読みください。

Q1：任意継続の保険料はどのように計算されるのですか

A：在職時の最後に保険料が徴取された月の「標準報酬月額」と「組合平均報酬月額」のどちらか低い方の金額に保険料率をかけて算出いたします。(現在 41 万円が上限となっております)

保険料率と「組合平均報酬月額」は法令により毎年度ごとに見直しが実施されますので、任意継続期間中に保険料が変わることがあります。介護保険料も上記と同様の基準で該当者（被保険者、被扶養者満 40 歳以上 65 歳未満）から徴収いたします。

個人ごとに違いますので、詳細は直接健康保険組合にお問い合わせください。

Q2：新しい保険証はいつ手元に届きますか？

A：「健康保険任意継続被保険者資格取得届」を受領し、記載内容確認後**取得手続きをし、ご自宅へ「簡易書留」にて郵送いたします。**

Q3：新しい保険証が届く前に病院にかかる場合はどうすればよろしいですか

A：資格取得日から保険給付を受けることができます。

病院の窓口で“現在、任意継続の申請手続き中”である旨お伝えください。病院によっては健康保険扱いで対応していただけることがあります。ただし保険証の記号・番号は全く変わりますのでご注意ください。**保険証がお手元に届きましたら病院等窓口にご提示ください。**健康保険扱いが認められない場合は一旦自費で 10 割お支払いいただき、後日「療養費支給申請書」にて申請することになります。

Q4：任意継続被保険の期間は決まっているのですか

A：任意継続被保険者となることができる期間は退職日の翌日から 2 年間です。

Q5：任意継続期間中に被扶養者の「増」・「減」があった場合どのようにすればよいですか

A：申請書、必要書類等提出していただくこととなりますので、一度健保にご連絡ください。認定対象者によって書類が異なります。

Q6：保険料の納付方法と期限について教えてください。

A：保険料の納付は次の3つの方法があり、申請時に選択いただくことになります。

(1) 毎月払い(割引なし)

毎月保険料をお支払いいただく方法です。

保険証と一緒に送る、「自動払込受付通知書」に必要事項をご記入のうえ、通帳、届け出印、本人確認のできる書類をお持ちになり、お近くの郵便局にて速やかに手続き願います。手続き完了までに2か月ほどかかりますので加入月、翌月の2か月分の保険料は健康保険組合の口座(中央労働金庫)にお振込みください。(手数料は自己負担)

初月保険料⇒ 健保が指定する日までに2か月分のお振込をお願いします。

3か月以降⇒ 各月10日まで(当月10日払いとなります)

郵便局への手続きが完了後毎月10日に引き落としとなります。

毎月引落とし時に33円の手数料がかかりますので、保険料+33円以上の残金の確認をお願いします。

(2) 半期前納払い(年4%複利で割引あり)

半期分の保険料をまとめてお支払いいただく方法です。

初回は加入月から直近の9月または3月までの保険料をまとめてお支払いいただきます。(加入月の1か月分については制度上、割引はありません)

最終回は期間が満了になる月までの保険料をお支払いいただきます。

(3) 年間前納払い(年4%複利で割引あり)

1年分の保険料をまとめてお支払いいただく方法です。

初回は加入月から3月までの保険料をまとめてお支払いいただきます。(加入月の1か月分については制度上、割引はありません)

最終回は期間が満了になる月までの保険料をお支払いいただきます。

(2)・(3) 共通 健康保険組合からご案内いたします。

初回保険料⇒ 健康組合が指定する日まで

2回目以降⇒ 前納する期間の初月の前月末まで

半期前納の場合：3月1日～3月末、9月1日～9月末まで

年間前納の場合：3月1日～3月末まで

注) 1. (2)・(3)による振込手数料はご自身で負担願います。

注) 2. 就職・死亡以外では満了前の資格喪失はできません。(2)・(3)により前納した月分の保険料は返金できません。前納を選択するときはご注意ください。

Q7：確定申告時に「社会保険料控除の証明書」が必要ですがどうしたらよいですか

A：毎年12月25日ごろ、ご自宅宛「任意継続被保険者保険料納入証明書」として葉書サイズのご案内をお送りいたします。確定申告時の証明書類としてご利用ください。

Q8：法定納付期限を1日でも過ぎたら、資格を失うのですか

A：納付期限までに納付されなかった場合は納付期限の翌日で任意継続被保険者の資格を失うこととなります。

ただし、天災事変、交通・通信関係のストライキ等納付の遅延について正当な理由があると健康保険組合が認めた場合はこの限りではありません。遅延が発生しましたら速やかにご連絡ください。

Q9：任意継続期間中の途中で脱退することはできますか

A：任意継続では以下のケース以外での脱退は認められません。

- ① 就職により他の社会保険被保険者資格を取得した場合
- ② ご本人が亡くなった場合（被保険者死亡）
- ③ ご本人が満75歳の誕生日を迎えた場合（後期高齢者制度該当）

Q10：任意継続を途中で脱退した場合、前納した保険料は払い戻されますか

A：脱退の理由が上記（Q9参照）による場合、払い戻しの対象となります。

Q9の①または②に該当する場合、資格喪失の日付を確認できる書類（新しい保険証のコピー、死亡診断書のコピー等）を添付の上、速やかに・家族全員分の保険証を返却ください。前納された保険料のうち“事由発生日を含むそれ以降の分”を払い戻しいたします。

保険料は法令にのっとりた方法で算出し、被保険者（②の場合はご遺族）名義の郵便局口座に返金いたします。

また、“自己都合（家族の扶養に入る、自らの意思で国民健康保険等への切り替えをする等）”による途中脱退の場合は法令により前納保険料の還付はできませんのでご注意ください。

Q11：任意継続が期間満了になった場合はどのような手続きがありますか

A：満了月の中旬までに当健保からお知らせと資格喪失証明書をお送りいたします。

お問い合わせ先

〒107-8414 東京都港区赤坂2-3-6

小松製作所健康保険組合（担当 田邊）

TEL. 03-5561-4341

FAX. 03-3584-6369

以上